吸収分割に係る事後開示書類

2021年1月1日

(吸収分割会社)
東京都八王子市石川町2951番地
オリンパス株式会社
代表執行役 竹内 康雄

(吸収分割承継会社)
東京都八王子市高倉町49番地3
OMデジタルソリューションズ株式会社
代表取締役 杉本 繁実

オリンパス株式会社(以下「OT」といいます。)及びOMデジタルソリューションズ株式会社(以下「OMDS」といいます。)は、2020年11月6日付けでOTとOMDSとの間で締結した吸収分割契約(以下「本分割契約」といいます。)に基づき、2021年1月1日を効力発生日として、分割会社の映像事業(以下「本事業」といいます。)に関して有する権利義務をOMDSに承継させる吸収分割(以下「本吸収分割」といいます。)を行いました。

本吸収分割に関する会社法第791条第1項第1号、同法第801条第3項第2項及び同法施行規則第189条各号所定の開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 本吸収分割が効力を生じた日(会社法施行規則第189条第1号)

本吸収分割の効力発生日は、2021年1月1日です。

2. OTにおける会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過並びに会社法第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過(会社法施行規則第189条第2号)

(1) 株主の差止請求について(会社法第784条の2)

本吸収分割は、会社法第784条第2項に規定する簡易吸収分割に該当するため、会社法第784条の2但書の規定により、該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求について(会社法第785条)

本吸収分割は、会社法第784条第2項に規定する簡易吸収分割に該当するため、会社法第785条第1項第2号及び同条第3項但書の規定により、該当事項はありません。

(3) 新株予約権買取請求について(会社法第787条)

OTは、会社法第787条第1項第2号に該当する新株予約権を発行しておりませんので、該当事項はありません。

(4) 債権者の異議について(会社法 789 条)

OT は、会社法第 789 条第 2 項及び同条第 3 項の規定により、2020 年 11 月 17 日付けで官報及び電子公告の方法により公告しましたが、同条第 1 項の規定により所定の期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。

3. OMDSにおける会社法第796条の2の規定による請求に係る手続の経過並びに会社法第797条及び第799条の規定による手続の経過(会社法施行規則第189条第3号)

(1) 株主の差止請求について(会社法第796条の2)

本吸収分割について、会社法第796条の2の規定による差止請求をした株主はありませんでした。

(2) 反対株主の株式買取請求について(会社法第797条)

本吸収分割について、会社法第 797 条の規定による株式買取請求をした株主はありませんでした。

(3) 債権者の異議について(会社法第799条)

OMDS は、会社法第 799 条第 2 項の規定に基づき、2020 年 11 月 17 日付けの官報により公告を行いましたが、同条第 1 項の規定により所定の期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。なお、OMDS においては、知れている債権者は存在しませんので、各別の催告は要しませんでした。

4. 本吸収分割によりOMDSがOTから承継した重要な権利義務に関する事項(会社法施行規則第189条第4号)

OMDSは、本分割契約の記載に従い、2021年1月1日をもって、OTから、OTの事業のうち、本事業に関して有する権利義務を承継しました。

なお、承継した資産及び負債の総額は、それぞれ約9,862百万円(概算)及び約174百万円(概算)です。

5. 会社法第923条の変更の登記をした日(会社法施行規則第189条第5号)

本吸収分割に係るOT及びOMDSの変更登記は、いずれも2021年1月4日以降速やかに申請する予定です。

6. 本吸収分割に関するその他重要な事項(会社法施行規則第189条第6号)

OTは、会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律(以下「労働契約承継法」といいます。)第7条の規定に基づき、労働者の理解と協力を得るように努め、商法等の一部を改正する法律附則第5条に基づき、労働者と協議を行い、また、労働契約承継法第2条に基づき、労働者に対して本吸収分割に関する通知等の必要な手続きを行いましたが、所定の期間内に労働者からの異議の申し出はありませんでした。

以上